

令和8年度山梨県職員（技能労務職（運転技術）） 選考採用試験案内

1 試験職種、採用予定人員及び職務内容

試験職種	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
運転技術	2 名	知事部局、議会事務局他に勤務し、公用車の運転、管理業務等に従事します。なお、土日祝日や夜間の運転が必要となる場合があります。

2 受験資格等

(1) 次の要件を満たす者

次のいずれにも該当する者とする。

- ①普通自動車運転免許（第一種）を有する者
- ②令和5年4月1日以降に、運転免許の取消し・停止を受けたことがない者
- ③公務、営業又は旅客輸送等において、自動車の運転を主たる職務として3年以上従事した経験を有する者（令和9年3月末までに3年になる者を含む。）
- ④昭和40年4月2日以降に生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

地方公務員法第16条に該当する者

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注1) 受験資格の対象となる職務経験

受験資格に必要な「3年以上の職務経験」には、例えば、次のような自動車運転業務が含まれます。

- ・乗用自動車を運転し、会社役員等の送迎を行う業務
- ・タクシー業務適正化特別措置法に基づくハイヤー（道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業で、営業所のみで運送契約を行う自動車）の運転業務

なお、次の経験は受験資格に必要な職務経験には含まれません。

- ・タクシー業務適正化特別措置法に基づくタクシー運転手としての経験
- ・乗車定員10人を超える自動車（バス等）の運転経験

(注2) 職務経験とは

「職務経験」とは、社員・職員（正規・非正規を問いません。）として週29時間以上勤務し、同一の職務に6か月以上継続して従事した期間をいいます。

ただし、産前産後休暇を除き、在職中に3か月以上職務に従事していない期間は職務経験に算入できません。

また、職務経験が複数ある場合は通算できますが、同一期間に複数の職務に従事していた場合は、そのうち1つのみを職務経験として取り扱います。

(注3) 職務経験に含まれる経歴

職務経験には、次の経歴を含みます。

- ・公務員としての経験
- ・法人職員（社会福祉法人、NPO法人等）としての経験

・自営業者としての経験

また、青年海外協力隊などの非営利団体を通じた海外での国際貢献活動に1年以上継続して従事した経験も職務経験として通算できます。

ただし、海外留学期間は含みません。

(注4) 職務経験期間の計算方法

職務経験期間は、月の初日から末日までを1か月として計算します。

1か月に満たない期間については、その日数を合算し、30日をもって1か月と換算します。さらに30日に満たない端数が生じた場合は、その端数も1か月として取り扱います。

また、週29時間以上勤務していても、パートタイム勤務（1週間の所定労働時間が同一事業所の通常の労働者より短い勤務形態）の場合は、算出した職務経験期間（月数・日数）に4分の3（3/4）を乗じて計算します。

(例) 令和6年4月15日から令和7年6月10日まで勤務した場合

→ 1年2か月（14か月）

(注5) 職務経験の確認

合格発表後、受験資格を満たしていることを確認するため、職務経験を証明する書類（職務経歴証明書等）を提出していただきます。

提出書類により受験資格を満たしていることが確認できない場合は、採用されません。

<求められる資質>

- ・乗用自動車の運転者としての職務経験を有し、安全かつ快適な運行を確保できる運転技術を有すること
- ・守秘義務を遵守するとともに、同乗者に対する気配りや臨機応変な対応ができる能力を有すること

3 試験日及び試験会場

地震、台風等の災害や申込者数などにより、試験日や試験会場が変更になる場合があります。変更する場合には山梨県職場環境マネジメント課のホームページ (<https://www.pref.yamanashi.jp/shokuba-kankyo/index.html>)に掲載しますので、試験前日及び試験当日に必ず最新の情報を確認してください。

(1) 試験日 令和8年11月28日（土）

(受付時間：午前9時20分から9時40分まで)

(2) 試験会場 山梨県防災新館

(山梨県甲府市丸の内一丁目6-1)

4 試験の方法

(1) 区分・試験種目・配点・内容

職務経歴審査	200点	自動車の運転者としての職務経験を有し、安全かつ快適な運行を確保できる運転技術を有するかどうかについての審査
面接試験（1人20分～）	300点	コミュニケーション能力、積極性、実行力等についての個別面接
適性検査（クレペリン検査）50分	適否	公務員として職務遂行に必要な資質及び適性を有するかどうかについての検査

(2) 受験上の配慮

身体の障害等により、受験上の配慮を希望される方は、令和8年11月13日（金）までに職場環境マネジメント課庁舎管理担当（電話 055-223-1391）へ電話で相談してください。

5 受験手続等

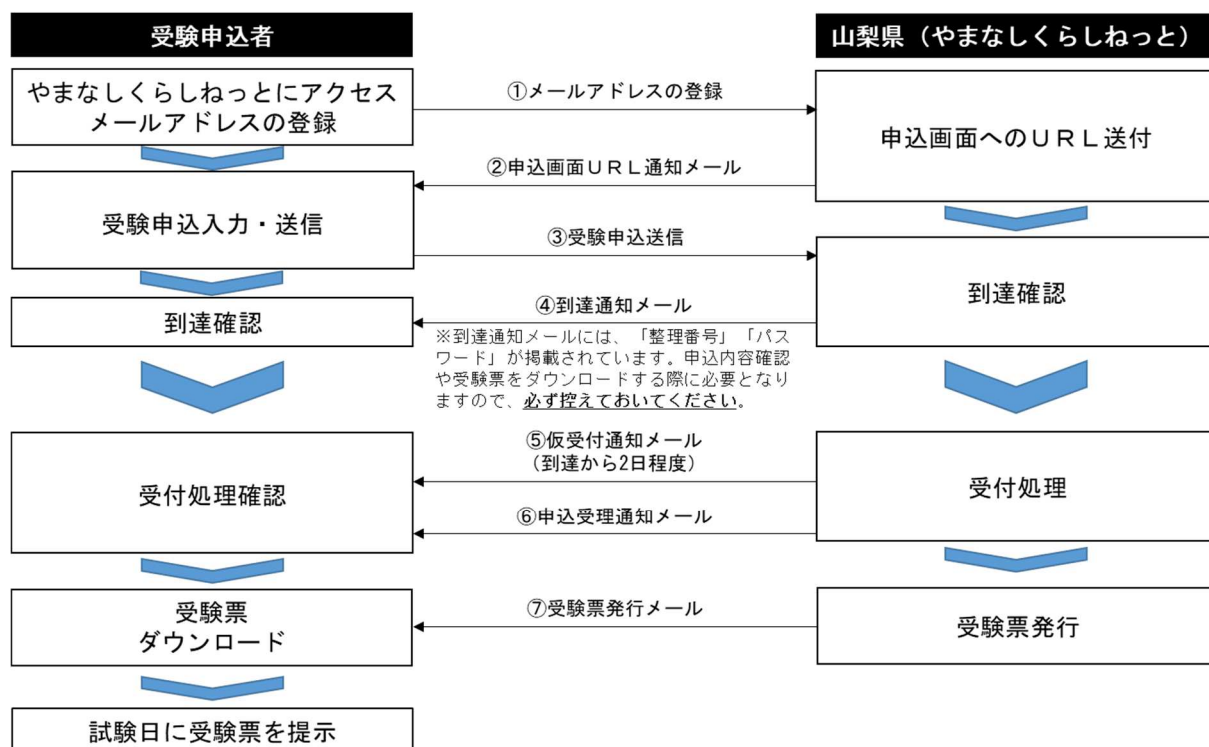
(1) 問い合わせ先・申込先

山梨県総務部職場環境マネジメント課庁舎管理担当 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1（県庁本館4階） 電 話 055-223-1391
--

(2) 申込方法等

必ずインターネットで申し込んでください。なお、インターネットで申し込みができない方は、令和8年11月12日（木）までに上記連絡先までお問合せください。

受付期間	令和8年10月26日（月）～11月13日（金）午後5時15分（受信有効） 10月26日～11月12日は24時間いつでも受け付けますが、11月13日は午後5時15分までに正常に受信したものに限り受け付けます。
申込方法	申込に際しては、山梨県／職場環境マネジメント課HPに掲載している「インターネットによる申込みについて」を必ず最後まで読んだ上で、山梨県電子申請サービス「やまなしくらしねっと」からお申し込みください。（ https://apply.e-tumo.jp/pref-yamanashi-u/ ）
受験票のダウンロード	受験票は、申込受理後に「やまなしくらしねっと」上にアップロードします。掲載時期は申込時にお知らせします。受験者は、各自で受験票をダウンロードし、試験当日にスマートフォン等により提示してください（印刷した受験票を持参して提示することも可能です）。
注 意 点	申込内容に虚偽若しくは不正等がある事が判明した場合は、受験を拒否、又は選考合格後であっても採用される資格を失うことがありますので、申込書は正確にご記入ください。 予期せぬ機器停止や通信障害などが発生した場合は、受付ができませんが、この場合のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、十分に注意してください。 申込情報が県に到達すると、【到達通知メール】が申込者あてに自動送信されますので、必ず確認してください。県が申込みを仮受付すると【仮受付通知メール】が申込者あてに送信されます。土曜日・日曜日・祝日を除いて3日以上経過しても【仮受付通知メール】が到達しない場合は、直ちに職場環境マネジメント課に連絡してください。申込内容を確認し、受理したところで【受理通知メール】が送信され、申込みが完了します。



(3) 当日のお願い

(2)でダウンロード（または印刷）した受験票を必ず試験当日に提示してください。

6 合格者の決定方法

選考採用試験の合格者は、試験種目の合計得点の高い順に決定します。

試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがあります。

7 合格発表

発表日、発表方法は試験当日に連絡します。

合格者は、合格発表後の辞退者等を考慮して、採用予定人員よりも多く決定する場合があります。その場合は、合格しても採用されない場合があります。合格発表後、受験資格の要件を確認するために卒業（見込）証明書を提出していただきます。

なお、上記書類の提出がない場合には、採用される資格を失うことがあります。

8 試験結果の提供

この選考採用試験の結果については、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例第19条の規定により、簡易な手続による保有個人情報の提供の申出をすることができます。

なお、電話、はがき等による申出では提供できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参の上、受験者本人が直接提供場所へお越しください。

受付時間は、提供期間中の土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から12時、午後1時から5時までです。お越し頂く前に、担当者の不在を避けるため、事前に予約をお願いします。

提供内容	提供期間	提供場所
------	------	------

試験種目別得点、 総合得点及び順位	可否通知を発送した日から1か月間。	山梨県総務部職場環境マネジメント課 (山梨県庁本館4階) 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1
----------------------	-------------------	--

9 給与

技能労務（運転技術）の試験に合格し採用される者の給料月額（初任給）（地域手当含む。）は、約201,000円（令和8年7月17日現在）です。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算されます。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給されます。

10 注意事項

- ・試験当日、受付時間に遅れた者は受験できません。
- ・ただし、公共交通機関の不通・遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出など事実を確認した上で受験を認める場合があります。
- ・試験当日は、受験票、濃さHBの鉛筆（シャープペンシルは不可）、消しゴム（砂消しなど紙を損するおそれがあるものは不可）、鉛筆削り、時計（計時機能だけのものに限る。）及び昼食、飲み物等を持参してください。（途中で外出できません。）
- ・携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の電子機器類については、試験中の使用（時計代わりの使用を含む。）は認めません。
- ・この採用試験の実施に関して収集する個人情報は、この採用試験のために必要な範囲でのみ使用します。
- ・県庁構内には私用車の駐車はできませんが、防災新館地下の有料駐車場は利用できます。

11 その他

- (1) 令和8年12月25日に施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。

※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

- (2) 令和9年4月1日以降に採用する技能労務職員は、技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（山梨県規則第31号）により、国の行政職俸給表（二）に準じた新たな給料表等が適用されます。

※ 詳細は山梨県公報（令和8年7月17日 号外第28号）を参照してください。